

足助訪問看護ステーション運営規程

（事業の目的）

第1条 愛知県厚生農業協同組合連合会が開設する足助訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士、又は言語療法士（以下「看護職員等」という。）が、主治医が指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の必要を認めた者に対して、適正な事業（指定訪問看護）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活が営むことが出来るよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の本体の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 足助訪問看護ステーション

（2）所在地 愛知県豊田市岩神町仲田20番地

2 事業を行う事業所の出張所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 足助訪問看護ステーション稲武出張所

（2）所在地 愛知県豊田市稲武町竹ノ下1-1 稲武保健センター内

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 ステーション本体に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（1）管理者 看護師1名

管理者は、ステーションの従業者の管理及び利用者に対する看護やサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、指定訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うと共に自らも事業の提供に当たる。

（2）看護職員等 看護師9名（常勤職員6名、非常勤職員3名）、理学療法士1名

(非常勤職員 1 名)、作業療法士 1 名 (非常勤職員 1 名)、看護職員等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書 (介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む) を作成し、指定訪問看護の提供に当たる。

(3) 事務職員 1 名 (非常勤職員)

必要な事務を行う。

2 ステーション出張所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 看護職員等 看護師 1 名

看護職員等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書 (介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む) を作成し、指定訪問看護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 ステーション本体の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、8 月 15 日、12 月 30 日から 1 月 3 日までは除く。

(2) 営業時間 (平 日) 午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで。

(3) 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

2 ステーション出張所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、8 月 15 日、12 月 30 日から 1 月 3 日までは除く。

(2) 営業時間 (平 日) 午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで。

(3) 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第 6 条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

(1) 病状・障害の観察

(2) 清拭・洗髪等による清潔の保持

(3) 食事および排泄等日常生活の世話

(4) 褥創の予防・処置

(5) リハビリテーション

(6) ターミナルケア

(7) 認知症患者の看護

(8) 療養生活や介護方法の指導

(9) カテーテル等の管理

(10) その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第 7 条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護給付割合証の自己負担割を乗じた額とする。

2 医療保険及び介護保険における通常の事業の実施地域以外で行う指定訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車等を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 通常の実施地域を越えた地点から、片道 5 k m未満 2 5 0 円

(2) 通常の実施地域を越えた地点から、

片道 5 k m以上 1 5 k m未満 1 k m毎に 5 0 円増

(3) 通常の実施地域を越えた地点から、片道 1 5 k m以上 1 0 0 0 円

3 死後の処置料は、1 1, 0 0 0 円とする。

4 利用料に係わる支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は本体・出張所共に、別紙のとおりとする。

(緊急時等における対応方法)

第 9 条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適当な処置を行うこととする。

(その他運営についての留意事項)

第 1 0 条 訪問看護ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を設備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

(2) 継続研修 1 年 3 回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は愛知厚生農業協同組合連合会と足助訪問看護ステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止)

第 1 1 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

2 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

- 3 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。
- 4 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（身体拘束）

第12条 事業所は訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないこととする。

- 2 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとする。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成13年 4月 1日から改正する。

平成13年 8月 1日改正

平成15年 1月 1日改正

平成16年 4月 1日改正

平成17年 9月 1日改正

平成18年 6月 1日改正

平成19年 6月 1日改正

平成20年11月 1日改正

平成22年 6月 1日改正

平成23年 6月 1日改正

平成24年 6月 1日改正

平成25年 4月 1日改正

平成25年 5月 1日改正

平成25年 8月 1日改正

平成26年 1月21日改正

平成26年 2月21日改正

平成26年 4月 1日改正

平成26年 8月 1日改正

平成26年 9月 1日改正

平成27年 4月 1日改正

平成27年 9月 1日改正

平成28年 3月 1日改正

平成28年 5月 1日改正

平成29年 6月 1日改正

平成29年10月 1日改正

平成30年	4月	1日	改正
平成30年	6月	1日	改正
平成30年	8月	1日	改正
平成30年	9月12日		改正
令和元年	6月	1日	改正
令和元年	10月	1日	改正
令和2年	4月	1日	改正
令和2年	6月	1日	改正
令和2年	10月	1日	改正
令和3年	6月	1日	改正
令和4年	6月	1日	改正
令和5年	4月	1日	改正
令和5年	6月	1日	改正
令和6年	1月	1日	改正
令和6年	6月	1日	改正
令和6年	8月	1日	改正
令和6年	9月	1日	改正
令和7年	7月	1日	改正
令和8年	1月	1日	改正
令和8年	2月	1日	改正
令和8年	4月	1日	改正
令和8年	6月	1日	改正